

(ひな形)

画像データ等の開示手続及び方法等

〇〇（団体名）防犯カメラの設置及び運用に関する基準第10条に規定する画像データ等の開示の手続及び方法等は次のとおりとする。

（開示を請求する権利）

第1 画像データ等の開示を希望する者（以下「請求者」という。）は、防犯カメラ撮影画像開示請求書（第1号様式）を設置者及び管理責任者に提出しなければならない。

（開示請求の手続）

第2 請求者は、次の各号に掲げる事項を記載した防犯カメラ撮影画像開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 閲覧画像の範囲（設置場所及び日時）
- (3) 申請理由・目的

（個人情報画像の開示義務）

第3 設置者及び管理責任者は、請求者から自己の画像データ等の開示請求があったときは、設置者及び管理責任者は請求者本人が防犯カメラに写っていることを確認したうえで、速やかに請求者に対して開示するものとする。

2 前項により開示する内容に個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定による開示をしないことができる個人情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合は、その部分を容易に分離することができ、かつ分離することにより開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該部分を除いて、開示することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報画像が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、設置者及び管理責任者は、個人情報画像の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。

（本人以外からの個人情報画像の開示請求）

第4 設置者及び管理責任者は、四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成26年四日市市条例第19号）第8条各号に規定する場合を除き、第三者に画像データ等を提供してはならない。開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるものについても同様に取り扱う。

(開示請求に対する決定)

第5 設置者及び管理責任者は、防犯カメラ撮影画像開示請求書が提出された場合には、不備がないかを確認し、開示請求のあった日から15日以内に開示又は非開示の決定を行うものとする。ただし、それによりがたい場合には30日を限度として延長することができる。この場合においては、請求者に対して速やかに延長の理由及び期間を書面にて通知するものとする。

(開示の実施)

第6 画像データ等の開示にあたっては、設置者及び管理責任者、両者立会いのもとで閲覧により行うものとする。

2 閲覧にかかる手数料については、無料とする。ただし画像データ等の交付を記録媒体(DVD、ハードディスク等)で受ける場合には、請求者に対し、実費分を請求できるものとする。